

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和6年5月14日開会

熊本県南小国町

令和6年度南小国町農業委員会5月総会

開催日時 令和6年5月14日（火）午前10時00分から10時20分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員指名（8番委員、1番委員）

日程

1. 報告第 3号 農地法第18条（通知）
2. 議案第 5号 基盤強化法等改正法附則第5条
（農用地利用集積計画の公告）
3. 議案第 6号 南小国町農地賃借料情報について

出席委員（8名）

1番 藤 堂 伸 二 委員	2番 北 里 昌 嗣 委員
3番 河 津 篤 委員	4番 穴 井 堅 委員
5番 日 野 米 藏 委員	6番 河 津 博 文 委員
7番 甲 斐 義 隆 委員	8番 井 野 みゆき 委員

欠席委員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	穴 井 康 治
事 務 局	野 口 駿 太 郎

○会長

皆さんおはようございます。

ただ今から、令和6年5月の農業委員会総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を8番井野委員、1番藤堂委員にお願いいたします。

報告第3号 農地法第18条（通知）について

それでは、1. 報告第3号 農地法第18条（通知）について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは事務局より説明させていただきます。

【報告第3号 農地法第18条（通知）について詳細に説明】

申請番号 06-7 （所在）〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田です。（面積）4,207㎡。田1筆4,207㎡です。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（解約申入日・成立日・引渡日・通知日）共に令和6年4月10日です。（解約形態）合意契約。

以上となります。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農地法第18条第6項の規定による通知報告について皆さんからご質問等がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声あり）

はい。質問等がないということですので、以上のとおり報告を了承いただいたものとして処理いたします。

議案第5号 基盤強化法等の一部を改正する法律

附則第5条（農用地利用集積計画の公告）

続きまして、2. 議案第5号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条（農用地利用集積計画の公告）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長

2ページをお願いいたします。

【議案第5号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条（農用地利用集積計画の公告）について詳細に説明】

（権利種別）賃借権設定です。申請番号 06-4 （所在）〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田です。（面積）4,664㎡。計、田1筆の4,664㎡です。

（利用権）は賃貸借権です。（貸付人）熊本県熊本市〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番地〇。〇〇〇〇氏外2名 代表申請者 〇〇〇〇〇氏。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（利用目的）水稻です。（借賃）年当たり120kgとなっております。（期間）令和6年5月1日から令和9年4月30日。再設定となっております。

続きまして、申請番号 06-5 （所在）〇〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）

共に田です。(面積) 1,841 m²。同じく〇〇〇〇〇〇ー〇。(登記地目・現況地目) 共に田。
(面積) 1,402 m²。計、田 2 筆 3,243 m²です。(利用権) は賃貸借権です。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇 〇氏。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的) は水稻です。(借賃) につきましては 10a 当たり 60kg となっております。(期間) は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日。再設定となっております。

一枚お開けください。3 ページ目です。

申請番号 06-6 (所在) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田です。
(面積) 4,332 m²。同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田です。
(面積) 3,143 m²。計、田 2 筆 7,475 m²です。(利用権) につきましては賃貸借権です。
(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的) は水稻です。
(借賃) 10a 当たり 10,000 円です。(期間) 令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日。新規の設定となっております。

続きまして申請番号 06-7 (所在) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田です。(面積) 922 m²。同じく〇〇〇〇〇〇〇ー〇。(登記地目・現況地目) 共に田です。(面積) 553 m²。同じく〇〇〇〇〇〇〇ー〇。(登記地目・現況地目) 共に田です。(面積) 109 m²。〇〇〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田です。(面積) 429 m²。同じく〇〇〇〇〇〇。(登記地目) 田。(現況地目) 畑となっております。(面積) 4,072 m²。同じく〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田です。(面積) 1,768 m²。同じく〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に畑です。(面積) 62 m²。以上、田 5 筆 3,781 m²。畑 2 筆 4,134 m²。計 7 筆 7,915 m²です。(利用権) につきましては賃貸借権です。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的) は水稻及び牧草となっております。(借賃) につきましては 10a 当たり 10,000 円です。(期間) は令和 6 年 5 月 1 日から令和 16 年 4 月 30 日までとなっております。新規の設定となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積計画について皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

ご質問がありませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

議案第6号 南小国町農地賃借料情報について

続きまして、3. 議案第6号 南小国町農地賃借料情報について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。4ページをお願いいたします。

【議案第6号 農地賃借料情報について詳細に説明】

記 1. 南小国町農地賃借料情報 別紙のとおり。

1枚お開けください。

南小国町農地賃借料情報 令和5年1月から令和5年12月までに、締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

令和6年5月14日 南小国町農業委員会

平均額10,600円。最高額21,200円。最低額4,300円。

データ数は83件です。

データ数は集計に用いた筆数でございます。

賃借料を物納支給(水稻)としている場合におきましては、60kgを11,880円に換算しております。

金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としております。

続きまして、別にお配りしている資料につきましては、野口より説明させます。

○事務局

それでは事務局より説明いたします。

当日配付資料をご覧ください。こちらの表になっているものにつきましては、先ほど説明のありました平均額を算出するデータの根拠となっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、2枚目の最後の方にも書いてありますが、最大値の10アール当たりの単価と最小値の10アール当たりの単価を省いた状態で平均を計算しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、最後にこの資料につきましては総会終了後回収いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長

ただ今の件について何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員。

○1番委員

議案書の方に添付されているこの表はいただいて良いですか。

○事務局

はい。議案書の方に付けてあります南小国町農地賃借料情報の一枚紙につきましては、後日事務局より配布いたしますのでよろしくお願いいたします。

○会長

他に何かありませんでしょうか。

(○農地利用最適化推進委員手をあげる)

○推進委員。

○推進委員

お疲れ様です。ただ今の農地賃借料の最高額というのが、最後にこの資料は戻すとい

うことですが、私の近くの方が21,200円ということで、多分最初に借りたときにはこの単価は非常に無理があったような単価でされたと思います。その後もずっと同じ継続でしていますけど、通常反当1俵60kgが平均的と聞いておりましたので、その件をその方に私が知り得た情報なんですけど、「こうなっちゃうとあるばい。」と言って良いものなのか、見直すことが可能なのかをおたずねします。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局よりお答えいたします。

ただ今○推進委員からお話がありました1反当たり60kg。物納の今回の最高額に関しても、○○○○さんと○さんの関係では物納の玄米240kgというところで計算をされておりますが、その単価につきましては農業委員会の方からの決まりとかはございませんので、当事者同士でご相談いただいてから決めていただくものとなっておりますので、ここの単価の設定にいたしましても、当初○○○○さん方の当人同士の相談で決められた額となっていると思います。

また、変更等につきましては、農業委員のほうで変更の手続きは可能になっておりますので、このお二人が今回の平均額を聞いてから変更したいということでありましたら、変更の手続きは可能ですのでよろしく願いいたします。

以上です。

○○推進委員

私は黙っておくべきなんではないでしょうか。よく分からないんですけど。それと83のデータということですが今、賃貸借契約を取り交わしている物件というのが、南小国町全部で83という認識でよろしいのでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局長

はい。先ほど議案の中でも説明しましたが、昨年1月から12月までの中で設定された案件が83件ということになりますので、全案件というわけではございません。1年間の1月から12月までとなっております。

○○推進委員

はい。わかりました。で、だんだん私の近くの人も農業後継者という点で、非常に後を誰がするかということで考えていますけど、だんだん小作の物件が増えてくるのではないかと思いますので、データの年々増えているんじゃないかと思っていますけど、去年の件ということですね。わかりました。

○会長

他に何か皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは採決に移ります。

賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、この件につきましては当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

そ の 他

以上で議案の方は終わりましたが、皆さんからその他何かございましたらお願いいたします。

(ありません。の声あり)

よろしいですか。それでは、これで5月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年 5月14日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 8 番委員

署 名 委 員 1 番委員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎

本 誌 表 紙 共 枚